

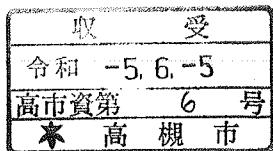
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 1日

高槻市長 殿



提出者

住 所 大阪府高槻市萩之庄3-1-3  
氏 名 クラシエ製薬(株) 高槻第二工場  
工場長 井上 一郎  
電話番号 072-669-6121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	クラシエ製薬株式会社 高槻第二工場
事 業 場 の 所 在 地	大阪府高槻市萩之庄3-1-3
計 画 期 間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	32 : その他の製造業
②事 業 の 規 模	製造品出荷額 : 225,033 万円
③従 業 員 数	85名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣 A工程	廃プラスチック類 B工程
排 出 量		2730.9 t	0.8 t
① 現状			(これまでに実施した取組)
	生産量減産の為、動植物性残渣については例年よりも減少している。		
	【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣 A工程	廃プラスチック類 B工程
	排 出 量	2780.0 t	0.8 t
② 計画			(今後実施する予定の取組)
			廃棄物の再利用率向上を目指します。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣、廃プラスチック類、その他廃棄物はそれぞれ分別保管している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 会社方針として、埋立処分ゼロを目標に分別強化や処分先の見直しを進める。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類C全域	
排 出 量	19.2 t	t

③ 現状

(これまでに実施した取組)

廃プラスチック類については例年通り推移している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類C全域	
排 出 量	18.0 t	t

(今後実施する予定の取組)

廃棄物の再利用率向上を目指します。  
埋立処分ゼロを目指します。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
動植物性残渣、廃プラスチック類、その他廃棄物はそれぞれ分別保管している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
会社方針として、埋立処分ゼロを目標に分別強化や処分先の見直しを進める。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状		産業廃棄物の種類		
② 計画		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
実施していない				
① 現状		【目標】		
② 計画		産業廃棄物の種類		
② 計画		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
特になし				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状		産業廃棄物の種類		
② 計画		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
② 計画		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
実施していない				
① 現状		【目標】		
② 計画		産業廃棄物の種類		
② 計画		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
② 計画		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
特になし				

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣 A工程	廃プラスチック類 B工程
	全処理委託量	2730.9 t	0.8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2730.9 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	0.8 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
工場内で物を購入するときは、エコマークの付いたものなど環境に配慮したものを見よう。再資源化できるよう分別の徹底に取り組んだ。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

② 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類C全域	
	全処理委託量	19.2 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	11.6 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	5.5 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	2.1 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
工場内で物を購入するときは、エコマークの付いたものなど環境に配慮したものを使うよう推進。再資源化できるよう分別の徹底に取り組んだ。			

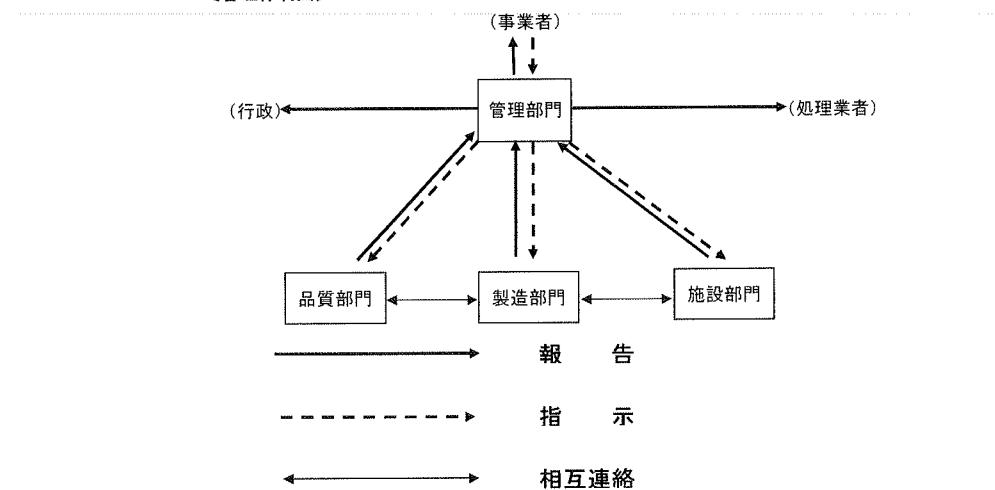
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣 A工程	廃プラスチック類 B工程
	全処理委託量	2,730.9 t	0.8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,730.9 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	0.8 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
廃棄物の再利用率向上を目指し、分別の徹底に取り組む。 工場内で物を購入するときは、エコマークの付いたものなど環境に配慮したものを使うよう更に推進する。			
※事務処理欄			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類C全域
	全処理委託量	20.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	11.6 t
	再生利用業者への 処理委託量	5.5 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	3.2 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<p>廃棄物の再利用率向上を目指し、分別の徹底に取り組む。      工場内で物を購入するときは、エコマークの付いたものなど環境に配慮したものを使うようさらに推進する。      埋立処分ゼロを目標に分別強化及び、処分先の検討</p>		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

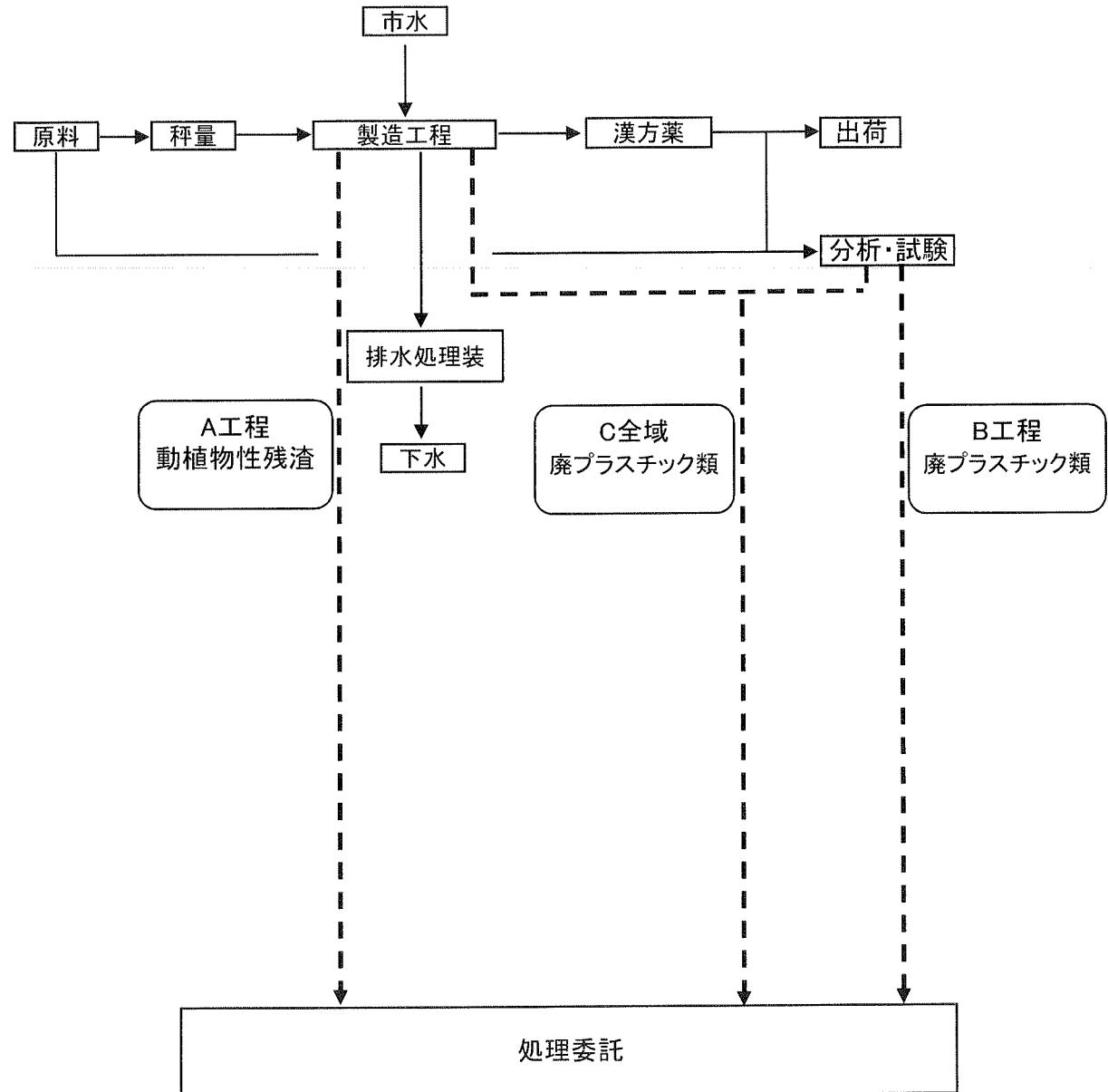
## 添付資料 管理体制図及び各部署の役割 〔管理体制図〕



### 〔各部署の役割〕

部署	役割
A 管理部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理</li> <li>・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等</li> <li>・行政に対する報告等</li> <li>・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化及び分別等に関する社内啓発</li> <li>・各部署間の調整及び指示</li> <li>・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> </ul>
B 製造部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該部門における産業廃棄物処理委託伝票(マニフェスト)管理</li> <li>・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握</li> <li>・各現場の施設の維持管理点検等</li> <li>・各現場における分別状況の徹底・確認</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>
C 品質部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該部門における産業廃棄物処理委託伝票(マニフェスト)管理</li> <li>・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握</li> <li>・各現場における分別状況の徹底・確認</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>
D 施設部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握</li> <li>・各現場における分別状況の徹底・確認</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>

〔産業廃棄物発生工程フロー〕



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

高槻市長 殿

提出者

住所 大阪市北区鶴野町1-9

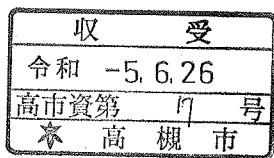
氏名 五洋建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 生島 俊昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6486-2115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。



事業場の名称	五洋建設株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	令和4年度 大阪支店 完工高 42,132百万円
③従業員数	275名(令和5年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面-1)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排 出 量	204.60 t	4.20 t
(これまでに実施した取組) 排出量削減に配慮した。		
①現状		
【目標】		
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排 出 量	184.14 t	3.78 t
(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。		
②計画		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 国土交通省で定義する建設廃棄物の分類について、各作業所で可能な限り分別を実施し、産業廃棄物発生量の総量の削減を目指している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

(第2面-2)

### 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

#### ①現状

木くず	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）
31.90 t	1,241.40 t	214.00 t	65.13 t

#### ②計画

木くず	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）
28.71 t	1,117.26 t	192.60 t	58.62 t

## (第3面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	t t
		(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	t t
		(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	—	t t
		(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	—	t t
		(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。	

## (第4面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	—	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない。				
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	—	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない。				

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
		全処理委託量	204.60 t	4.20 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
		再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) 電子マニフェストシステムに対応している収集・運搬、中間処理業者に 優先的に委託した。				

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）
31.90 t	1,241.40 t	214.00 t	65.13 t
4.40 t	1,206.80 t	214.00 t	18.98 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	5.00 t	0.00 t	19.37 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

## (第5面-1)

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	
②計画		全処理委託量	184.14 t	3.78 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
		再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
		(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。			
※事務処理欄					

## (第5面-2)

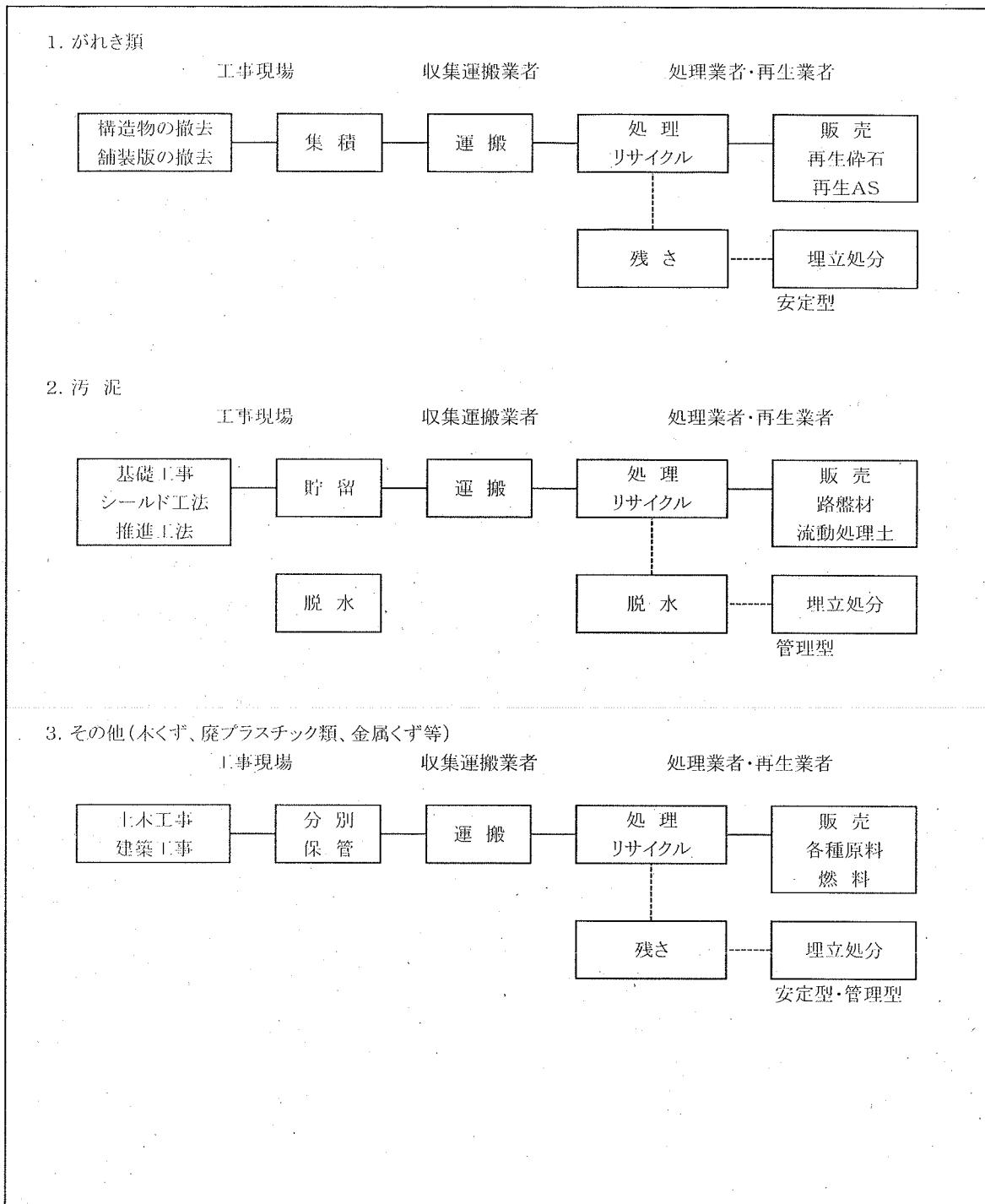
## ②計画

木くず	コンクリート片	アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）
28.71 t	1,117.26 t	192.60 t	58.62 t
3.96 t	1,086.12 t	192.60 t	17.08 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	4.50 t	0.00 t	17.43 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

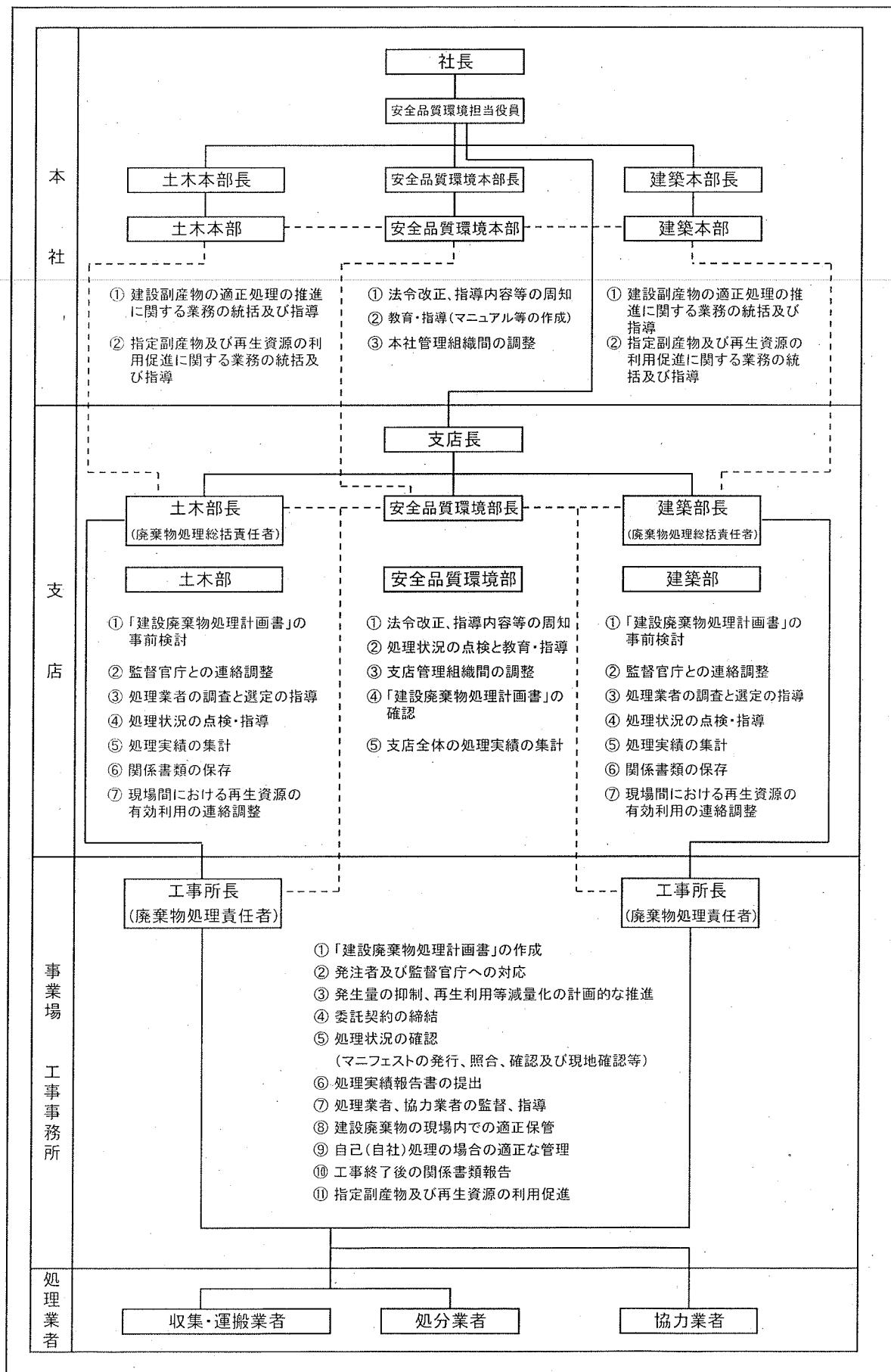
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添1 処理工程図



## 別添2 管理体制図



續 実 度 年 【令和4年度】

(ま)トンネルは原則として四捨五入。ただし、数字が半助てあれば小数点以下3桁まで記載は可。

標目年度

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 5日

(宛先) 高槻市長

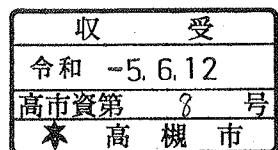
提出者

住 所 大阪市中央区本町3-5-7

氏 名 清水建設株式会社 関西支店  
専務執行役員 支店長 山下 浩一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6263-2846



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 (主な事業所 新名神高速道路 梶原トンネル工事)
事業場の所在地	大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル (主な事業所 大阪府高槻市梶原地先)
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 4,284,567,721円
③従業員数	619名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙による。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
(これまでに実施した取組)		
①現状 •工法の改善 •実寸発注の実施 •リサイクル率の高い業者の選定 •梱包材の簡素化		
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
(今後実施する予定の取組)		
②計画 上記に加え、下記の取り組みを実施予定 •ユニット化持込 •維持修繕しやすい構造、部材等の採用 •分別のさらなる徹底 •部材P C化の推進		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックについて、さらに有効な細分化をして分別する予定

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。			別紙

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

+	+	t	t
		t	t
		t	t
		t	t
t	t	t	t

底集計表による

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (今後実施する予定の取組) • 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 • 各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。 • 電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 • リサイクル率の高い処理業者から選定する。 • 再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 • 委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。			
※事務処理欄			

②計画

t			t
t			t
t			t
t			t
t			t
t			t

**別紙集計表による**

t		t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

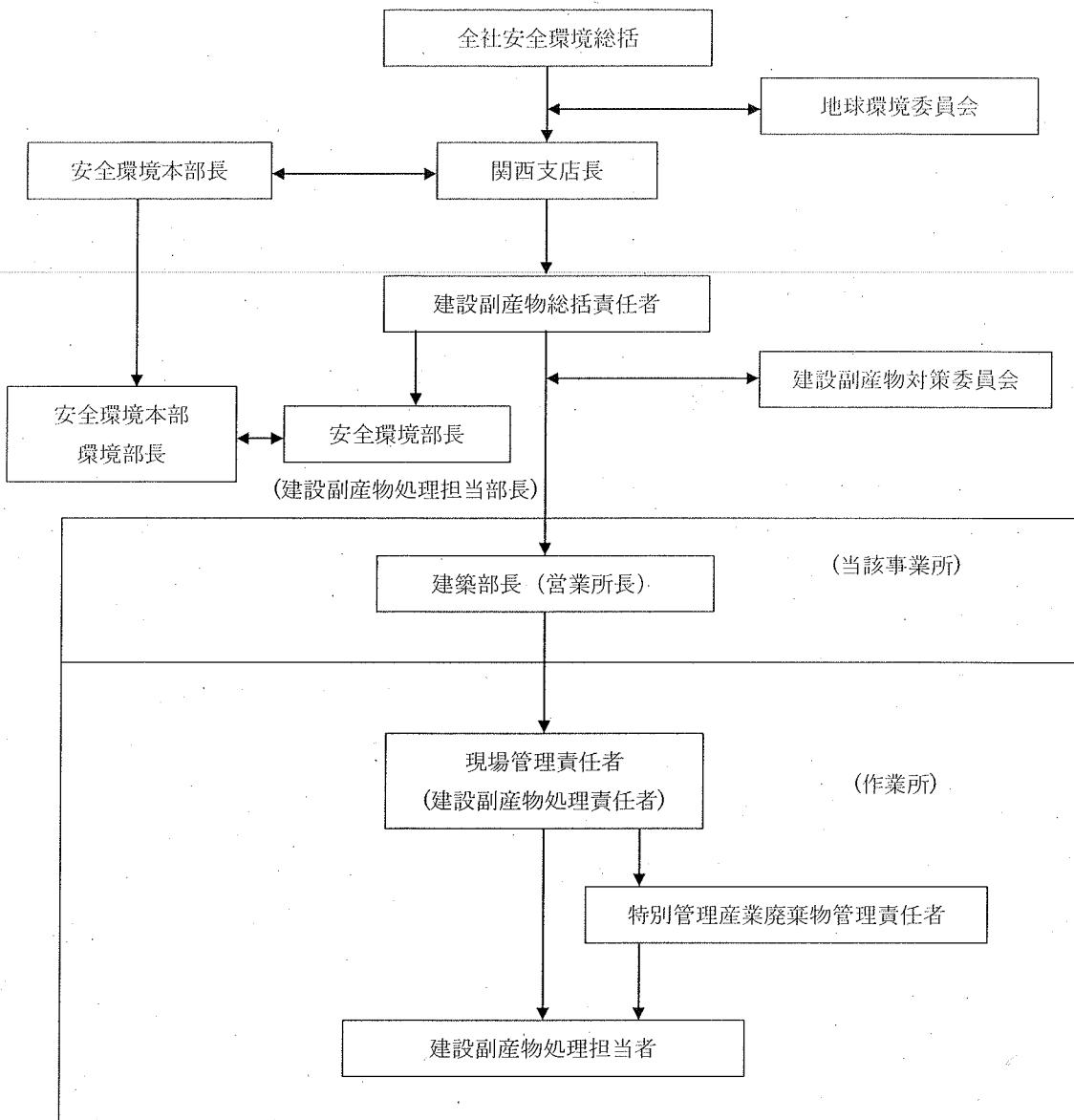
續 実 度 年 令 和 4 年 度】

標目度年和令度年命

注1)トンネル未満は隙間として四捨五入。ただし、税率が複数であれば小数点以下3桁まで記載可能。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月8日

(宛先) 高槻市長

提出者

住所 大阪府高槻市松川町11番7号

氏名 新三和生コン株式会社 代表取締役 作才博義

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-675-5585



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他  
その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新三和生コン株式会社
事業場の所在地	大阪府高槻市松川町11番7号
計画期間	令和5年4月1日より令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	21: 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	売上 1,037,80万円（令和4年度）
③従業員数	11名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【戻りコン・残コン・余剰スラッジ】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>骨材回収装置にてスラッジ水と骨材に分級する。</li><li>スラッジ水はフィルタープレスにて固形化し、産業廃棄物として業者に処理を依頼する。</li><li>回収された骨材は、固化汚泥として処理する。</li><li>処理業者については地方自治体により許可された業者とし、契約書面を交わす。</li></ul>

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

公害防止統括者 ⇄ 公害防止管理者 ⇄ 公害防止担当者 ⇄ 処理業者  
 (経営者) (工場長) (資材係)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	固化汚泥		
	排出量	3488 t	t	
(これまでに実施した取組) 生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行する。 フィルタープレスの更新				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	固化汚泥		
	排出量	980 t	t	
(今後実施する予定の取組) 生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行するとともに、現場との連絡を密にして、戻りコン・残コンの削減に努める。				

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 固化汚泥と脱水ケーキに分級している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①の現状と同じ。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	固化汚泥	
②計画		全処理委託量	980 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	980 t	
		再生利用業者への処理委託量	t	
		認定熱回収業者への処理委託量	t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
(今後実施する予定の取組) 生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行するとともに、現場との連絡を密にして、戻りコン・残コンの削減に努める。				
※事務処理欄				

## ②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

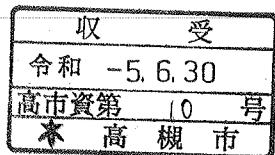
(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月23日

高槻市長 殿

提出者



住 所 大阪市西区西本町2丁目2番4号

氏 名 株式会社錢高組大阪支社大阪支社  
専務役員支社長 松本又吉

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6538-7814

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	錢高組大阪支社
事 業 場 の 所 在 地	大阪市西区西本町2丁目2番4号
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	06 総合工事業
② 事 業 の 規 模	
③従 業 員 数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず
排 出 量		9684 t
(これまでに実施した取組)		分別を確実に行い、最終処分量を減らす。
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず
排 出 量		1000 t
(今後実施する予定の取組)		分別を確実に行い、最終処分量を減らす

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
-----	----------------------------

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別ボックスを置き、確実に分別を行う。
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず	
	全処理委託量	9684 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	5795 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

	(これまでに実施した取組) 分別を確実に行い、最終処分量を減らす。
--	--------------------------------------

(第5面)

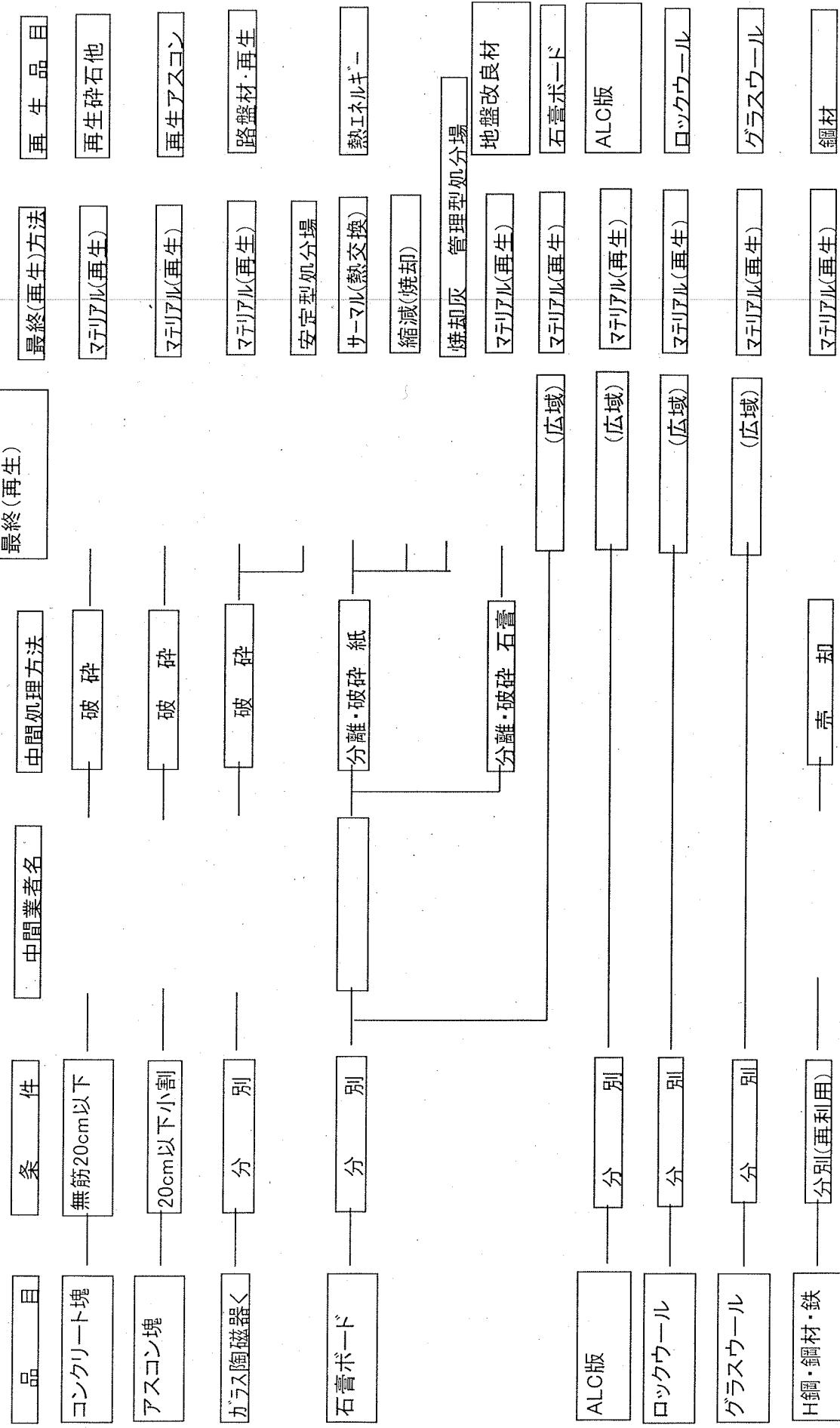
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類 アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず		
	全処理委託量 1000 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量 500 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量 t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量 t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 t			t
(今後実施する予定の取組)			
分別を確実に行い、最終処分量を減らす。 ※杭うち作業のため建設汚泥が増加する見込み			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 2. 建設廃棄物処理フロー図

\* 中間処理業者名及び最終(再生処理)業者名を記入する

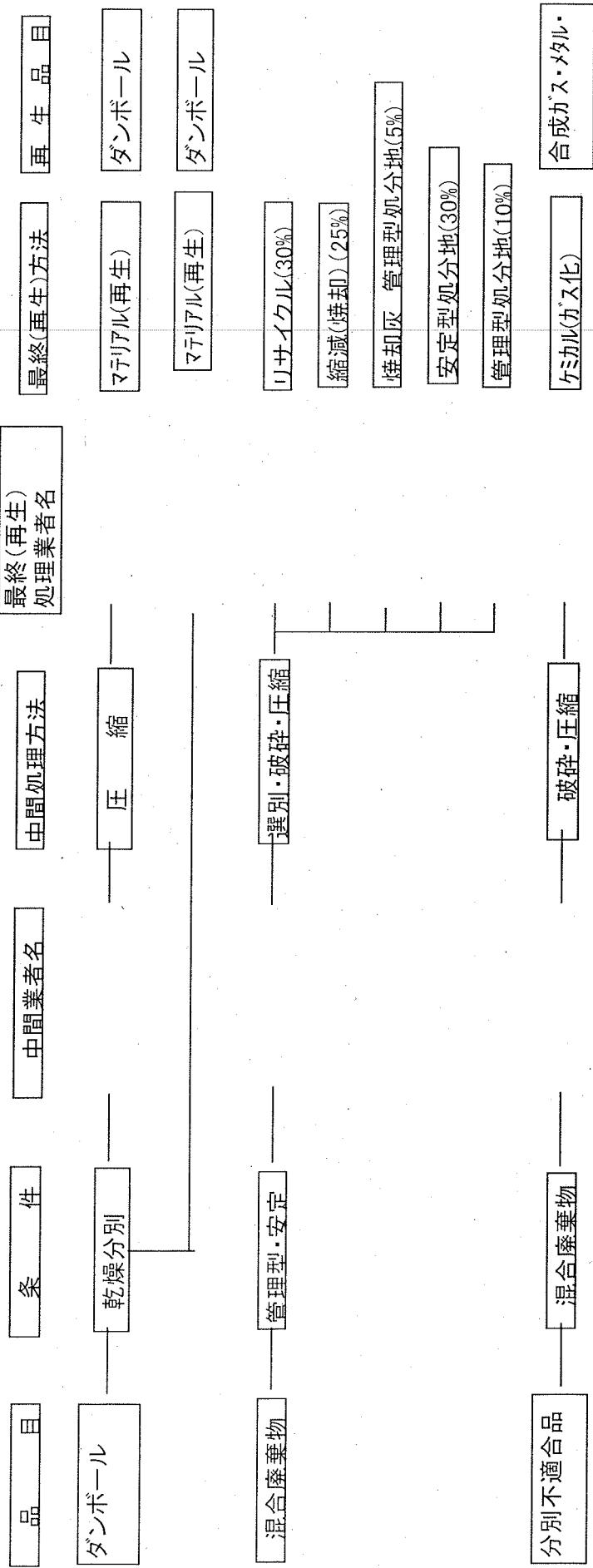


再生品目

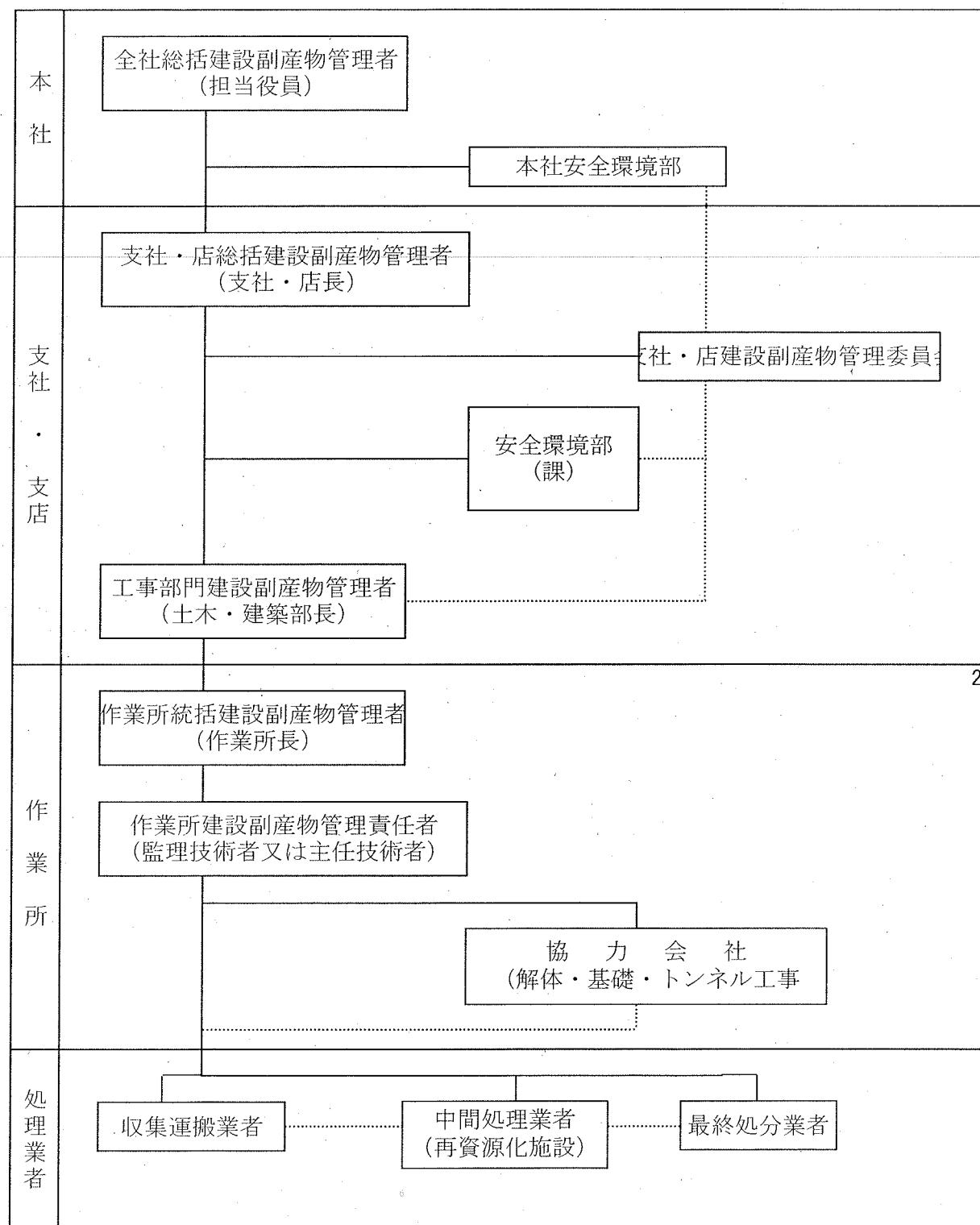
品目	生	中間業者名	中間処理方法	最終(再生)
電線その他金	分		選別・圧縮	マテリアル(再生)
塩ビ管	分		選別・圧縮	マテリアル(再生)
ブルーシート(軟質)	分		選別	マテリアル(再生)
その他のプラス	分		圧 縮	サーマル(熱交換)
木くず	分		破碎・圧縮・減溶	安定型処分場
				マテリアル(再生)
				マテリアル(チップ化)
				マテリアル(再生)
				マテリアル(熱交換)
				サーマル(熱交換)
				縮減(焼却)
				焼却灰 管理型処分地
汚泥	分			再利用
				マテリアル(再生)
				マテリアル(再生)壳却
				管理型処分地

再生品目

品目	生	中間業者名	中間処理方法	最終(再生)
鋼材				マテリアル(再生)
非鉄原料				マテリアル(再生)
再生塩ビ管				マテリアル(再生)
熱工ネルギー				マテリアル(再生)
熱工ネルギー				マテリアル(再生)
製紙				マテリアル(再生)
熱工ネルギー				マテリアル(再生)
埋戻材				マテリアル(再生)
埋戻材				マテリアル(再生)



## 錢高組建設副産物管理体制組織図



—— 指示系統  
····· 連絡系統